

議案第24号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年3月10日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例(昭和45年三朝町条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項号」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項号」という。)が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後項号とし、移動項号に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動項号(以下「削除項号」という。)を削り、移動後項号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後項号(以下「追加項号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗	第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗

じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2
- (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

2 略

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。第7条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を

じて得た額を一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1
- (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の3

2 略

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行

<p>受けることができる場合には、<u>行わない。</u></p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として<u>20,000円</u>を支給する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</u></p> <p>第8条 この町は、<u>法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>健康教育</u></p> <p>(2) <u>健康相談</u></p> <p>(3) <u>健康診査</u></p> <p>(4) <u>略</u></p> <p>2 この町は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のため次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>略</u></p> <p>(2) <u>略</u></p>	<p>わない。</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として<u>15,000円</u>を支給する。</p> <p>第8条 この町は、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>衛生教育</u></p> <p>(2) <u>感染症、寄生虫病その他の疾病の予防</u></p> <p>(3) <u>健康診断</u></p> <p>(4) <u>母性及び乳幼児の保護</u></p> <p>(5) <u>栄養改善</u></p> <p>(6) <u>略</u></p> <p>2 この町は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のため次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>略</u></p> <p>(2) <u>診療所（病院）の設置</u></p> <p>(3) <u>略</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた療養の給付について適用し、施行日前に行われた療養の給付については、なお従前の例による。
- 3 新条例第7条第1項の規定は、施行日以後の死亡に基づく葬祭費の額について適用し、施行日前の死亡に基づく葬祭費の額については、なお従前の例による。